

# 令和7年第2回（3月）上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第21号	令和6年度上越市ガス事業会計補正予算(第4号)	経営企画課	1～3
議案第22号	令和6年度上越市水道事業会計補正予算(第4号)		4～7
議案第38号	上越市水道事業給水条例の一部改正について	総務課	8～14
議案第39号	上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について		15～16
議案第40号	上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について		17～19
議案第11号	令和7年度上越市ガス事業会計予算	経営企画課	21～40
議案第12号	令和7年度上越市水道事業会計予算		41～73
議案第13号	令和7年度上越市下水道事業会計予算		74～97

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第21号
提出課	経営企画課

## 令和6年度上越市ガス事業会計補正予算（第4号）の概要

### （1）収益的収支の状況

単位：千円

予算科目		補正前	補正額	計
収入	1 ガス事業収益	9,079,063	0	9,079,063
支出	1 ガス事業費用	8,962,001	12,110	8,974,111
	1 営業費用	8,649,754	11,563	8,661,317
	2 供給販売費	2,778,170	4,551	2,782,721
	2 給料	99,645	2,160	101,805
	3 手当	50,391	1,832	52,223
	4 賞与引当金繰入額	13,015	201	13,216
	5 法定福利費	33,667	320	33,987
	6 法定福利費引当金繰入額	2,570	38	2,608
	3 一般管理費	170,332	7,012	177,344
	2 給料	39,651	954	40,605
	3 手当	20,588	1,207	21,795
	4 賞与引当金繰入額	5,622	96	5,718
	5 法定福利費	12,776	244	13,020
	6 法定福利費引当金繰入額	1,110	19	1,129
	8 退職給付費	22,508	4,492	27,000
	2 営業雑費用	253,312	548	253,860
	1 受注工事費	253,312	548	253,860
	2 給料	2,428	278	2,706
	3 手当	1,531	214	1,745
	4 賞与引当金繰入額	310	27	337
	5 法定福利費	1,063	24	1,087
	6 法定福利費引当金繰入額	60	5	65
	4 営業外費用	50,496	△ 1	50,495
4 消費税及び地方消費税	23,062	△ 1	23,061	
1 消費税及び地方消費税	23,062	△ 1	23,061	
収 支 差 引		117,062	△ 12,110	104,952
( 純 利 益 )		(26,340)	(△12,111)	(14,229)

## (2) 資本的収支の状況

単位：千円

予算科目		補正前	補正額	計
収入	1 資本的収入	220,216	0	220,216
支出	1 資本的支出	1,751,747	794	1,752,541
	1 建設改良費	1,217,225	794	1,218,019
	1 供給設備	1,176,041	794	1,176,835
	9 導管本支管	1,002,230	589	1,002,819
	10 導管供給管	89,719	205	89,924
差引不足額		1,531,531	794	1,532,325

## 【補正理由】

一般会計の一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定に伴う職員給与費を増額するもの

## 【補正内容】

<ガス事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数	給料	手当 ※	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	47	185,712	112,266	27,000	60,867	385,845
補正前	47	182,194	108,019	22,508	60,219	372,940
補正額	0	3,518	4,247	4,492	648	12,905

※ 手当は児童手当を除く。

## 収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	1,428,807	11,563	1,440,370
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			11,563
給料			3,114
手当			3,039
賞与引当金繰入額			297
法定福利費			564
法定福利費引当金繰入額			57
退職給付費			4,492

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	4,662	548	5,210
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			548
給料			278
手当			214
賞与引当金繰入額			27
法定福利費			24
法定福利費引当金繰入額			5

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	24,176	△ 1	24,175
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算			△ 1
消費税及び地方消費税			△ 1

#### 資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	1,679,086	794	1,679,880
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			794
導管本支管			589
導管供給管			205

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第22号
提出課	経営企画課

## 令和6年度上越市水道事業会計補正予算（第4号）の概要

### （1）収益的収支の状況

単位：千円

予算科目		補正前	補正額	計
収 入	1 水道事業収益	6,527,381	△ 1,481	6,525,900
	3 営業外収益	1,552,019	△ 1,481	1,550,538
	8 消費税及び地方消費税還付金	146,953	△ 1,481	145,472
	1 消費税及び地方消費税還付金	146,953	△ 1,481	145,472
支 出	1 水道事業費用	5,595,341	17,689	5,613,030
	1 営業費用	5,349,342	17,150	5,366,492
	1 原水及び浄水費	655,600	647	656,247
	2 給料	15,249	199	15,448
	3 手当	8,229	416	8,645
	4 賞与引当金繰入額	1,895	5	1,900
	5 法定福利費	5,032	36	5,068
	6 法定福利費引当金繰入額	378	△ 9	369
	2 配水及び給水費	3,285,828	6,451	3,292,279
	2 給料	188,529	3,899	192,428
	3 手当	95,542	1,235	96,777
	4 賞与引当金繰入額	25,432	928	26,360
	5 法定福利費	61,488	215	61,703
	6 法定福利費引当金繰入額	5,037	174	5,211
	3 一般管理費	200,653	7,830	208,483
	2 給料	49,759	625	50,384
	3 手当	22,375	457	22,832
	4 賞与引当金繰入額	6,497	46	6,543
	5 法定福利費	14,965	110	15,075
	6 法定福利費引当金繰入額	1,285	9	1,294
	8 退職給付費	39,949	6,583	46,532
	5 広域施設営業費用	1,093,102	2,222	1,095,324
	2 給料	37,513	655	38,168
3 手当	18,280	649	18,929	
4 賞与引当金繰入額	4,862	45	4,907	
5 法定福利費	11,489	150	11,639	
6 法定福利費引当金繰入額	961	4	965	
8 退職給付費	3,242	719	3,961	

予算科目		補正前	補正額	計
支 出	2 営業雑費用	8,277	413	8,690
	1 受注工事費	8,277	413	8,690
	2 給料	2,790	236	3,026
	3 手当	1,586	136	1,722
	4 賞与引当金繰入額	356	21	377
	5 法定福利費	850	16	866
	6 法定福利費引当金繰入額	68	4	72
	4 用水供給事業費用	62,500	126	62,626
	1 用水供給営業費用	61,456	126	61,582
	2 給料	2,100	37	2,137
	3 手当	1,028	38	1,066
	4 賞与引当金繰入額	273	2	275
	5 法定福利費	644	9	653
	8 退職給付費	181	40	221
収 支 差 引	932,040	△ 19,170	912,870	
( 純 利 益 )	(476,262)	(△17,689)	(458,573)	

(2) 資本的収支の状況

単位：千円

予算科目		補正前	補正額	計
収 入	1 資本的収入	677,744	△ 10,781	666,963
	3 工事負担金	415,487	△ 10,781	404,706
	1 工事負担金	415,487	△ 10,781	404,706
	1 工事負担金	415,487	△ 10,781	404,706
支 出	1 資本的支出	7,050,574	△ 25,521	7,025,053
	1 建設改良費	5,687,114	△ 25,521	5,661,593
	2 配水及び給水設備	2,286,228	△ 25,521	2,260,707
	9 導管本支管	2,037,924	△ 25,894	2,012,030
	10 導管給水管	136,704	373	137,077
差 引 不 足 額	6,372,830	△ 14,740	6,358,090	

【補正理由】

一般会計の特別職及び一般職の職員と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定に伴う職員給与費を増額するとともに、見込んでいた申込みがなかった水道管入替工事の関連経費を減額するもの

【補正内容】

<水道事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数 ※1	給料	手当 ※2	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	84	343,971	207,682	50,714	113,098	715,465
補正前	84	337,326	203,359	43,372	112,190	696,247
補正額	0	6,645	4,323	7,342	908	19,218

※1 職員数はガス水道事業管理者を含む。

※2 手当は児童手当を除く。

収益的収入

単位：千円

項目	補正前	補正額	補正後
その他	303,649	△ 1,481	302,168
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算 消費税及び地方消費税還付金			△ 1,481 △ 1,481

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	3,667,004	17,276	3,684,280
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			17,276
給料			5,415
手当			2,795
賞与引当金繰入額			1,026
法定福利費			520
法定福利費引当金繰入額			178
退職給付費			7,342

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	5,659	413	6,072
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			413
給料			236
手当			136
賞与引当金繰入額			21
法定福利費			16
法定福利費引当金繰入額			4

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
基幹管路耐震化事業	883,367	△ 15,370	867,997
増減内訳			
導管本支管			
○ 水道管入替工事の関連経費の減			△ 15,370
施工箇所	口径	延長	
安江一丁目	φ 250mm	80m	

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	1,681,657	△ 10,151	1,671,506
増減内訳			
○ 給与改定等に伴う給与費の整理			1,529
導管本支管			1,156
導管給水管			373
導管本支管			
○ 水道管入替工事の関連経費の減			△ 11,680
施工箇所	口径	延長	
三和区野	φ 50mm	25m	
三和区本郷	φ 150mm	45m	

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第38号
提 出 課	総務課

## 上越市水道事業給水条例の一部改正について

### 1 改正理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるもの

### 2 改正内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、下水道等に関する実務経験を含めるほか、学歴及び学科要件の追加や技術上の実務経験年数等を改める。（第18条、第19条関係）

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 4 上越市水道事業給水条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第18条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第18条 法第12条第2項 _____に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程において<u>衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u> _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u> _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る。)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。） 、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （追加）</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （追加）</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒</p>	<p>_____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後_____） 、5年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 10年以上水道_____の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒</p>

改正案	改正前
<p>業者にあつては<u>2年以上</u>、第2号の卒業 者にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者（ <u>第1号の卒業生にあつては1年以上、第 2号の卒業生にあつては1年6月以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。</u>）</p> <p>(9) 外国の学校において、<u>第1号から第6 号まで</u> _____に規定する課程に相 当する課程_____を、それぞれ 当該各号に規定する学校において修得す る程度と同等以上に修得した後、それぞ れ当該各号に規定する最低経験年数以上 <u>水道等に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者（それぞれ当該各号に規 定する水道等の最低経験年数の2分の1 以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号） 第4条第1項の規定による第2次試験の うち上下水道部門に合格した者（選択科 目として上水道及び工業用水道を選択し た者に限る。）であつて、<u>1年以上水道 等に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者（6月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者に限 る。）</u></p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第 <u>273号</u>）第37条第1項及び第2項の 規定による土木施工管理に係る1級の技 術検定に合格した者であつて、<u>3年以上 水道等に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者（1年6月以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。）</u>（追加）</p> <p>2 水道用水供給事業に係る前項の規定の適 用については、同項第1号中「<u>3年以上水 道、工業用水道、下水道、道路又は河川 （以下この項において「水道等」とい う。）に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者（1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者に 限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道</u></p>	<p>業者にあつては<u>1年以上</u>、第2号の卒業 者にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者____ _____ _____</p> <p>(7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは 第2号に規定する課程及び学科目又は第 3号若しくは第4号に規定する課程に相 当する課程若しくは学科目を、それぞれ 当該各号に規定する学校において修得す る程度と同等以上に修得した後、それぞ れ当該各号に規定する最低経験年数以上 水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者</u>_____ _____ _____</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号） 第4条第1項の規定による第2次試験の うち上下水道部門に合格した者（選択科 目として上水道及び工業用水道を選択し た者に限る。）であつて、<u>1年以上水道 に</u>に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者_____ _____ _____</p>

改 正 案	改 正 前
<p> <u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1年以上、第2号の卒業生に </u> </p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>あつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。（追加）</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第19条 法第19条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において</u> _____ <u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の</u></p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第19条 法第19条第3項 _____ に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号</u> _____ <u>、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>同項第1号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては4年以上、<u>同項第3号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した（当該<u>課程</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、<u>同項第1号</u>に規定する学校の卒業生にあっては5年以上、<u>同項第3号</u>に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあっては7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校の卒業生にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者</u>（選択科目として上水道及び工業用水</p>	<p><u>関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>同条第1号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては4年以上、<u>同条第3号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前条第1号</u>、<u>第3号及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した（当該<u>学科目</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、<u>同条第1号</u>に規定する学校の卒業生にあっては5年以上、<u>同条第3号</u>に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあっては7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校の卒業生にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>道を選択した者に限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (追加)</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (追加)</p> <p>2 <u>水道用水供給事業に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (追加)</p>	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第39号
提出課	総務課

## 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

市長等の特別職の職員と同様に、ガス水道事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるもの

### 2 主な改正内容

(1) ガス水道事業管理者の期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第4条関係)

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和6年度	令和6年度		令和7年度以降	
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
期末手当	170/100	170/100	175/100	172.5/100	5/100

《参考》 改定に伴う年間の期末手当支給額の比較  
(単位：円)

改定前	改定後 (令和6年度)	年間比較
2,492,472	2,529,126	36,654

(2) (1)の改正のうち令和6年12月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。(附則第3項関係)

### 3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和6年12月期における期末手当の支給割合の改正及び2(2)の規定 公布の日  
(令和6年4月1日から適用)
- (2) 令和7年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和7年4月1日

### 4 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には</u>	(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u>

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p><u>100分の170、12月に支給する場合</u>  <u>においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 0 号
提 出 課	総務課

## 上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

一般職の職員と同様に、配偶者に係る扶養手当を廃止するなど、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

- (1) 扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を削る。(第4条関係)
- (2) 単身赴任手当の支給対象者として、新規に採用されたことにより住居を移転し、やむを得ない理由により配偶者と別居することになった職員を追加する。(第6条の2関係)
- (3) 管理職員特別勤務手当の対象時間を次のとおり改める。(第10条の2関係)

改正前	改正後
午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

※週休日等を除く平日に限る。

- (4) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(扶養手当) 第 4 条 略 2 略  (削除)  (1)～(5) 略 (通勤手当) 第 6 条 略 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 <u>(以下この条において「交通機関等」という。)</u> を利用し、かつ、その運賃又は <u>料金(以下この条において「運賃等」という。)</u> を負担することを常例とする職 員 (2) 略	(扶養手当) 第 4 条 略 2 略 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2)～(6) 略 (通勤手当) 第 6 条 略 (1) 通勤のため交通機関_____ <u>_____</u> <u>_____</u> を利用し、かつ、その運賃_____ <u>_____</u> <u>_____</u> を負担することを常例とする職 員 (2) 略



改 正 案	改 正 前
<p>他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時</u>から翌日の_____午前5時までの間（<u>週休日等に含まれる時間を除く。</u>）であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外</u>の日の午前0時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

## 予算関連の委員会資料記載方法について

### <説明欄の変更>

これまでガス・水道事業の支出については、事務事業単位に基づく区分としていましたが、下水道事業の移管に伴い記載方法を統一するため、令和7年度当初予算から予算科目単位に基づく区分に記載方法を変更しました。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第11号
提出課	経営企画課

## 令和7年度上越市ガス事業会計予算の概要

ガスを安全に安定的に供給するため、計画的なガス供給施設の更新を行うとともに、第3次ガス事業中期経営計画に基づき持続可能な事業経営の推進を図る。

### 1 主な取組内容

- (1) ガス事業施設整備計画に基づくガス管路・施設の更新・整備を進めるとともに、計画的な日常点検や定期修繕を実施し、災害に強い供給体制を構築する。
- (2) 宅地内のガス漏えい事故の防止を図るため、ガス経年灯外内管改善工事補助金を活用し、敷地に埋設された古いガス鋼管から腐食に強く耐震性に優れたポリエチレン管への入替を促進する。
- (3) 新築やリフォームを検討されるお客様に都市ガスの利便性や安全性などをPRするとともに、都市ガス機器設置助成金を活用して都市ガス採用率の向上や需要の拡大を図る。
- (4) 地震発生時における被害状況を早期に把握し、ガスの供給を遮断するエリアを最小化するための流量計設置工事を引き続き実施する。

### 2 令和7年度予算の状況

収益的収支		資本的収支		(税込)																				
収入：8,802,488千円		支出：8,701,222千円		収入：164,386千円		支出：1,376,009千円																		
<b>営業収益</b> 8,292,661千円 ・製品売上	<b>営業費用</b> 8,405,562千円 ・売上原価 ・供給販売費 ・一般管理費	<b>工事負担金</b> 164,386千円	<b>建設改良費</b> 1,174,623千円 ・供給設備 ・業務設備 ・附帯設備	<b>収支不足</b> ▲ 1,211,623千円																				
<b>営業外収益</b> 269,308千円 ・繰入金 ・補助金 ・長期前受金戻入(228,539千円) ・その他	<b>減価償却費等</b> (1,027,230千円) ※長期前受金戻入分を控除	<b>企業債償還金</b> 201,386千円																						
<b>その他の収入</b> 240,519千円 ・営業雑収益 ・附帯事業収益 ・長期前受金戻入(201千円)	<b>営業外費用</b> 55,730千円 ・支払利息 ・消費税及び地方消費税 <b>その他の支出</b> 239,930千円 ・営業雑費用 ・附帯事業費用 ・予備費 ・減価償却費等(615千円)	<b>補填財源</b>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>留保資金等</th> <th>補填額※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額</td> <td>82,803千円</td> <td>82,803千円</td> </tr> <tr> <td>② 過年度分損益勘定留保資金</td> <td>2,071千円</td> <td>2,071千円</td> </tr> <tr> <td>③ 当年度分損益勘定留保資金※1</td> <td>799,105千円</td> <td>798,749千円</td> </tr> <tr> <td>④ 積立金等</td> <td>1,430,685千円</td> <td>328,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,314,664千円</td> <td>1,211,623千円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	留保資金等	補填額※2	① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額	82,803千円	82,803千円	② 過年度分損益勘定留保資金	2,071千円	2,071千円	③ 当年度分損益勘定留保資金※1	799,105千円	798,749千円	④ 積立金等	1,430,685千円	328,000千円	計	2,314,664千円	1,211,623千円
項目	留保資金等	補填額※2																						
① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額	82,803千円	82,803千円																						
② 過年度分損益勘定留保資金	2,071千円	2,071千円																						
③ 当年度分損益勘定留保資金※1	799,105千円	798,749千円																						
④ 積立金等	1,430,685千円	328,000千円																						
計	2,314,664千円	1,211,623千円																						
<b>収支差引</b> 101,266千円 <b>【純利益(税抜) 6,777千円】</b>		※1 減価償却費等から長期前受金戻入分の金額を除いた額 ※2 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填する。																						

### 3 予算の概要

#### (1) 収益的収支の状況

##### 収入

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
ガス事業収益 ①	9,079,063	8,802,488	△276,575
営業収益	8,380,314	8,292,661	△87,653
製品売上	8,380,314	8,292,661	△87,653
営業雑収益	254,715	235,069	△19,646
受注工事収益	254,715	235,069	△19,646
附帯事業収益	6,436	5,450	△986
製品売上	5,549	5,056	△493
受注工事収益	686	193	△493
営業外収益	201	201	0
営業外収益	437,598	269,308	△168,290
繰入金	3,740	4,032	292
補助金	164,589	26,908	△137,681
長期前受金戻入	223,333	228,539	5,206
その他	45,936	9,829	△36,107

##### 支出

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
ガス事業費用 ②	8,991,828	8,701,222	△290,606
営業費用	8,668,803	8,405,562	△263,241
売上原価	5,701,252	5,567,830	△133,422
供給販売費	2,779,024	2,662,415	△116,609
一般管理費	188,527	175,317	△13,210
営業雑費用	253,300	232,196	△21,104
受注工事費	253,300	232,196	△21,104
附帯事業費用	7,325	6,734	△591
売上原価	3,582	3,195	△387
供給販売費	3,116	3,355	239
受注工事費	627	184	△443
営業外費用	61,286	55,730	△5,556
支払利息	27,434	23,531	△3,903
消費税及び地方消費税	33,852	32,199	△1,653
特別損失	114	0	△114
固定資産売却損	114	0	△114
予備費	1,000	1,000	0
予備費	1,000	1,000	0

(単位：千円)

収支差引額 (①－②)	87,235	101,266	14,031
(純利益 (税抜))	(7,247)	(6,777)	(△470)

## (2) 資本的収支の状況

## 収入

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
ガス事業資本的収入 ①	127,750	164,386	36,636
工事負担金	127,750	164,386	36,636
工事負担金	127,750	164,386	36,636

## 支出

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
ガス事業資本的支出 ②	1,545,308	1,376,009	△169,299
建設改良費	1,010,786	1,174,623	163,837
供給設備	970,488	1,160,407	189,919
業務設備	39,033	13,379	△25,654
附帯設備	1,265	837	△428
企業債償還金	234,522	201,386	△33,136
企業債償還金	234,522	201,386	△33,136
投資その他の資産	300,000	0	△300,000
投資有価証券	300,000	0	△300,000

(単位：千円)

収支不足額 (②-①)	1,417,558	1,211,623	△205,935
収支不足額を補填する財源の内訳			
・過年度分損益勘定留保資金	1,520	2,071	551
・当年度分損益勘定留保資金	890,766	798,749	△92,017
・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	70,272	82,803	12,531
・積立金	455,000	328,000	△127,000

#### 4 ガス事業の概要

(都市ガス)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減率 (%)
供給戸数 (調定件数)	戸	46,319	45,884	△ 0.9
年間ガス購入量	m <sup>3</sup>	58,239,253	56,768,798	△ 2.5
一般契約		19,540,580	18,329,976	△ 6.2
選択契約		11,220,221	11,176,270	△ 0.4
大口契約		27,478,452	27,262,552	△ 0.8
年間ガス供給量	m <sup>3</sup>	56,498,484	55,047,080	△ 2.6
一般契約		18,393,033	17,248,632	△ 6.2
選択契約		11,398,841	11,301,674	△ 0.9
大口契約		26,706,610	26,496,774	△ 0.8
(うちカーボン・オフセット都市ガス)		(3,967,125)	(5,020,321)	(26.5)
一日平均供給量	m <sup>3</sup>	154,790	150,814	△ 2.6

#### 【電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金について】

- ・電気・ガス料金負担軽減支援事業による補助金を活用し、令和7年度の該当月の従量料金単価から値引き単価を控除する。

値引き対象期間	値引き単価
令和7年3月使用 (4月検針) 分	1m <sup>3</sup> 当たり4.54円 (税抜き)

(液化石油ガス)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減率 (%)
供給戸数 (調定件数)	戸	162	159	△ 1.9
年間ガス供給量	m <sup>3</sup>	10,692	9,707	△ 9.2
一日平均供給量	m <sup>3</sup>	29	27	△ 6.9

支出科目 (P4)	1 款 1 項	ガス事業費用 営業費用
-----------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
供給販売費	2,662,415	2,779,024	△116,609

経 費 内 訳					
報酬	14,273	修繕費	157,823	手数料	1,029
給料	104,798	特別修繕引当金繰入額	13,000	印刷製本費	3,511
手当	54,987	動力費	374	負担金及び補助	1,178
賞与引当金繰入額	14,047	光熱燃料費	3,751	租税課金	83
法定福利費	35,124	使用ガス費	2,969	需要開発費	20,992
法定福利費引当金繰入額	2,772	賃借料	1,788	雑費	28
厚生福利費	130	保険料	696	事業者間精算費	1,022,602
備用品費	11,762	通信運搬費	10,717	固定資産除却費	22,045
旅費交通費	1,279	委託料	178,534	減価償却費	982,123

保安対策事業の実施により、安全性の確保に努めるとともに、適切な維持管理により施設の長寿命化や安定供給の確保に取り組むもの

#### 【目的】

ガス事業法に基づき、定期保安調査の実施により需要家の安全を確保するほか、計画的な施設の修繕を実施し、安定供給の確保を図る。また、都市ガス機器設置助成金制度を活用し、既存需要家の都市ガス離れの防止を図る。

#### 【実施内容】

##### ○供給所運転管理業務

- ・付臭剤費 3,947
- ・春日山ガス供給所 付臭タンク液面計入替工事 2,431

##### ○供給施設維持管理業務

- ・整圧器室塗装修繕工事（春日野、木田西、子安） 3,576
- ・整圧器分解点検業務委託 6,410
- ・大瀧供給所計装設備点検業務委託 4,642
- ・導管本支管撤去（東城町三丁目）L=280m 10,912

##### ○ガス管修繕業務

- ・責任修繕工事 33,914

##### ○ガスメーター取替業務

- ・検定満期取替用ガスメーター 6,192 台 103,771
- ・メーター取替業務委託 28,638

○白ガス灯外内管対策

- ・報酬等（会計年度任用職員 1 人） 3,732

需要家に戸別訪問し、白ガス管の腐食性や地震に対する脆弱性、及び補助制度の周知・説明を行い、入替工事の折衝を行う。

- ・ガス経年灯外内管改善工事補助金 4,620

対象	補助金額
生活保護等世帯	改善工事に係る経費の全額 (上限 12 万円)
生活保護等世帯以外	改善工事に係る経費の 2 分の 1 (上限 6 万円)

○定期保安調査業務

- ・ガス消費機器調査及びガス内管検査業務委託 45,563

○都市ガス P R 活動業務

- ・ガス水道フェア経費 4,877

○都市ガス機器設置助成金

- ・ガス機器設置助成金 5,550

名称	助成金額	台数
エネファーム	400,000 円/台	5 台
エコジョーズ (温水暖房機器同時設置)	30,000 円/台	25 台
エコジョーズ (温水暖房機能付本体設置)	20,000 円/台	35 台
ガス衣類乾燥機	30,000 円/台	70 台

○料金徴収委託業務

- ・料金徴収業務委託 64,535
- ・料金関係納入令書郵送料金 6,286

支出科目 (P4~P5)	1 款 1 項	ガス事業費用 営業費用
--------------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
一般管理費	175,317	188,527	△13,210

経 費 内 訳					
報酬	3,316	旅費交通費	839	印刷製本費	153
給料	41,271	修繕費	315	交際費	73
手当	23,285	光熱燃料費	1,422	負担金及び補助	10,686
賞与引当金繰入額	5,882	使用ガス費	1,117	食糧費	2
法定福利費	13,770	賃借料	626	租税課金	25
法定福利費引当金繰入額	1,161	保険料	1,072	貸倒引当金繰入額	471
厚生福利費	216	通信運搬費	1,055	雑費	129
退職給付費	22,729	委託料	8,797	固定資産除却費	224
備用品費	2,423	手数料	499	減価償却費	33,759

#### 【目的】

ガス水道局庁舎の適切な維持管理により執務環境の保全を確保するほか、事業運営に必要なシステムやネットワークを適正に管理し、事務の効率化を推進する。

#### 【実施内容】

##### ○庁舎維持管理業務

- ・ 庁舎電気料金 1,071
- ・ 庁舎維持管理業務委託 1,659
- ・ 庁舎使用ガス費 1,115

##### ○局ネットワーク管理業務

- ・ 電算処理運用支援業務委託 1,618
- ・ 局内イントラネットソフト保守 1,814
- ・ 電算関連負担金 6,463

支出科目 (P5～P6)	1 款 2 項	ガス事業費用 営業雑費用
--------------	---------	--------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
受注工事費	232,196	253,300	△21,104

経 費 内 訳					
報酬	1,477	厚生福利費	18	保険料	24
給料	2,760	備用品費	160	通信運搬費	53
手当	1,663	旅費交通費	59	委託料	1,401
賞与引当金繰入額	351	修繕費	4,868	負担金及び補助	159
法定福利費	1,103	光熱燃料費	54	工事請負費	217,081
法定福利費引当金繰入額	67	賃借料	443	器具販売原価	455

申込みのあったガス内管工事の設計審査及び竣工時の検査を実施するとともに、適正な施工となるよう指定工事業者に対して指導・監督を行うもの

#### 【目的】

ガス内管工事の施工に係る設計審査及び竣工時の検査を実施し、安全で安定したガスを供給する。

#### 【実施内容】

##### ○受注工事業務

- ・報酬等（会計年度任用職員 1 人） 2,225
- ・受注修繕工事 4,776
- ・工事受付システム維持管理費 1,401
- ・受注工事請負費 217,081

支出科目 (P6)	1 款 3 項	ガス事業費用 附帯事業費用
-----------	---------	---------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
売上原価・供給販売費・受注工事費	6,734	7,325	△591

経 費 内 訳					
売上原価	3,195	保険料	13	負担金及び補助	66
備用品費	43	通信運搬費	42	雑費	11
修繕費	849	委託料	1,608	固定資産除却費	37
光熱燃料費	17	手数料	44	減価償却費	578
賃借料	49	印刷製本費	20	工事請負費	162

液化石油ガス供給施設の維持管理業務を適正に行い、安全で安定した供給を図るもの

#### 【目的】

大瀨区の一部地域に供給する液化石油ガスを適正に維持管理することにより、安全で安定したガスを供給する。

#### 【実施内容】

##### ○液化石油ガス販売事業

・液化石油ガス購入費用	3,195
・収納庫内高圧集合装置入替修繕	496
・液化石油ガス配送委託	880
・ガス消費機器調査及びガス内管検査業務委託	591
・受注工事請負費	162

支出科目 (P7)	1 款 1 項	ガス事業資本的支出 建設改良費
-----------	---------	-----------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
供給設備	1,160,407	970,488	189,919

経 費 内 訳					
土地	1,290	機械装置	56,848	導管本支管	919,750
建物	30,525	工具器具備品	9,927	導管供給管	97,457
構築物	14,179	ガスメーター	15,196	ソフトウェア	15,235

ガス供給施設の計画的な更新を行い、安全で安定した供給を図るもの

#### 【目的】

ガス事業施設整備計画に基づき、更新時期を迎えたガス施設を計画的に更新し、効率的な供給施設の更新により更新費用の抑制を図る。

#### 【7年度目標】

工事については早期に発注し、ガスの需要期となる11月末までに現場作業を完了する。

#### 【実施内容】

##### ○供給施設更新事業

- ・西ヶ窪浜整圧器室用地取得 1,290
- ・昭和町二丁目整圧器室築造工事 11,550
- ・子安流量計室築造工事 18,975
- ・大瀧区犀瀧整圧器室築造工事 14,179
- ・川原町A整圧器室流量計設置工事 16,500
- ・川原町A整圧器室現場計装盤設置工事 20,526
- ・子安流量計室現場計装盤設置工事 19,822

##### ○新築工事等にかかる工事請負費等

- ・新設ガスメーター等 15,196
- ・導管供給管工事請負費 60,669

##### ○ガス管の更新

- ・局計画事業 L=2,245m 575,122

地 区	番号	施工地	実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	1	中央一丁目	PE φ50～150mm L=175m	32
	2	木田三丁目	PE φ150mm L=140m	33
	3	中央四丁目	PE φ50～150mm L=150m	32
	4	大豆一丁目	PE φ150mm L=120m	34
	5	藤新田一丁目ほか	PE φ200mm L=175m	33

合併前 上越市	6	大字藤塚ほか	PE φ 150mm L=500m	35
	7	頸城区上吉ほか	PLP φ 100~150mm L=465m	36
	8	昭和町二丁目	PE φ 200mm L=60m	37
			PLP φ 150~250mm L=35m	
9	子安	PLP φ 200mm L=60m	35	
柿崎区	10	柿崎	PE φ 50~150mm L=70m	38
大潟区	11	犀潟	PE φ 200mm L=250m	39
			PLP φ 100mm L=45m	

・他工事関連事業 L=1,269m

260,595

○ソフトウェアの入替え

・マッピングソフトウェアバージョンアップ

14,107

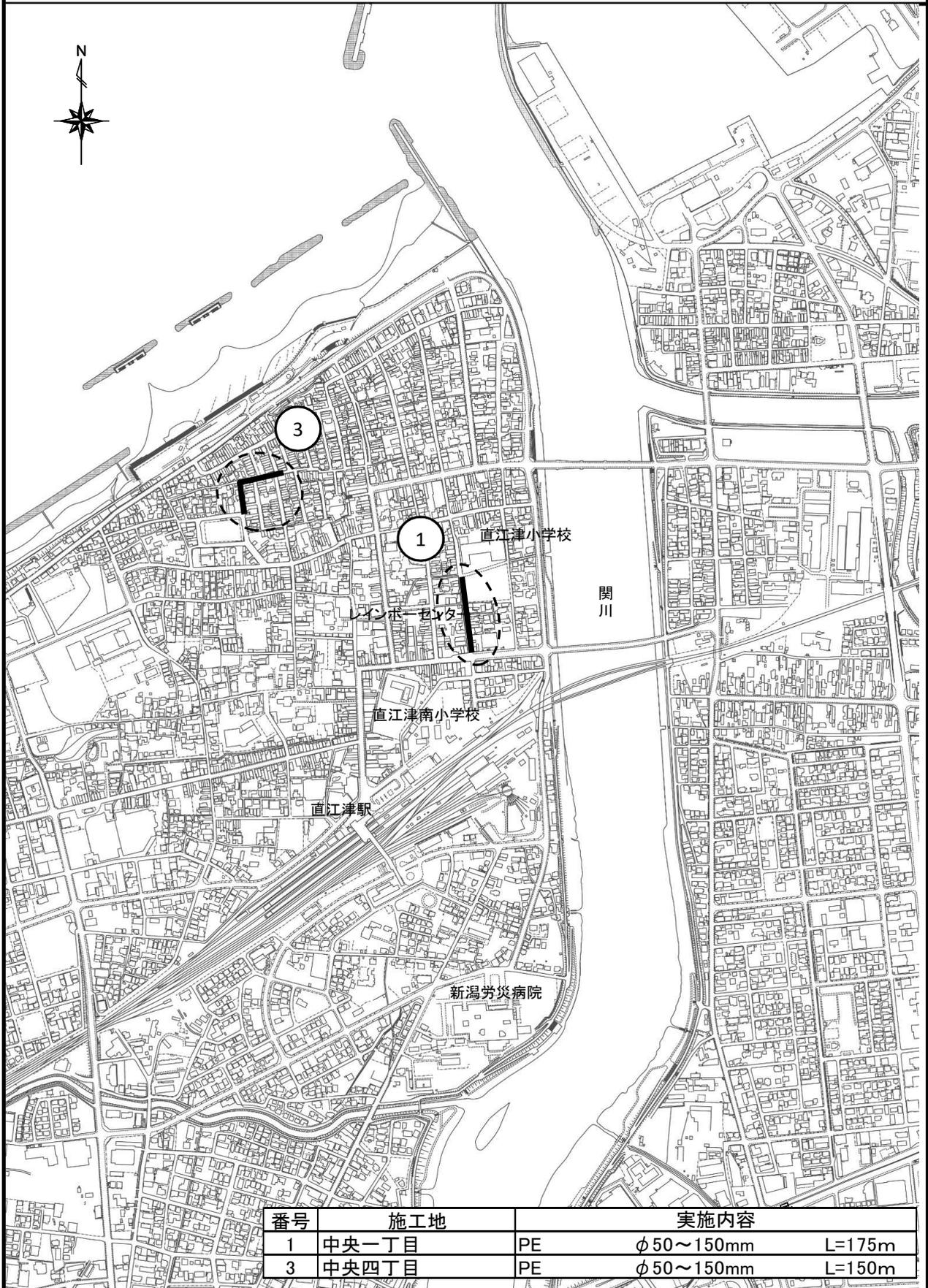
※ 30 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

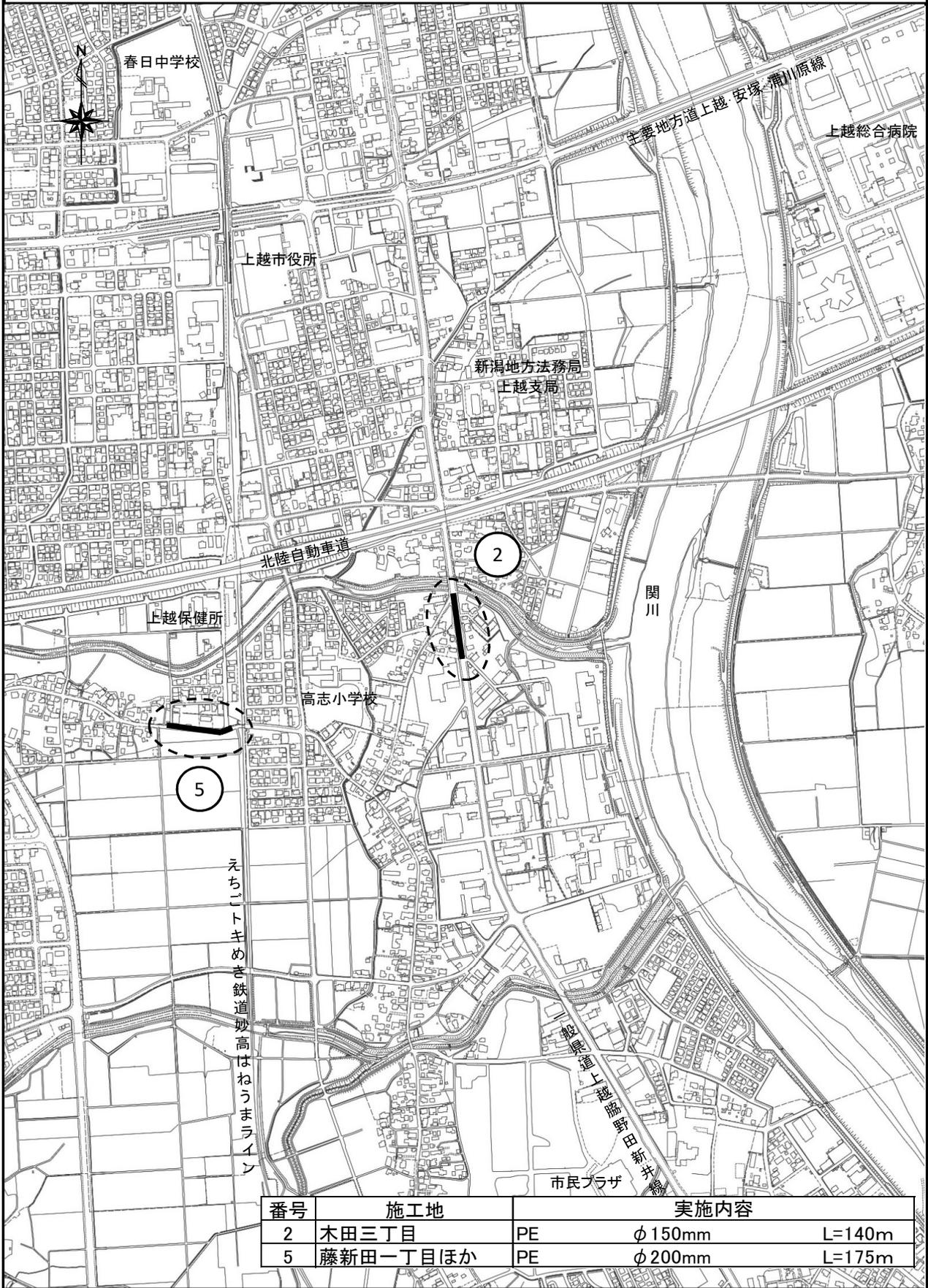
本年度			前年度			比較
令和 6 年度 1 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和 5 年度 1 月、3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	
73,218	1,160,407	1,233,625	0	970,488	970,488	263,137

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

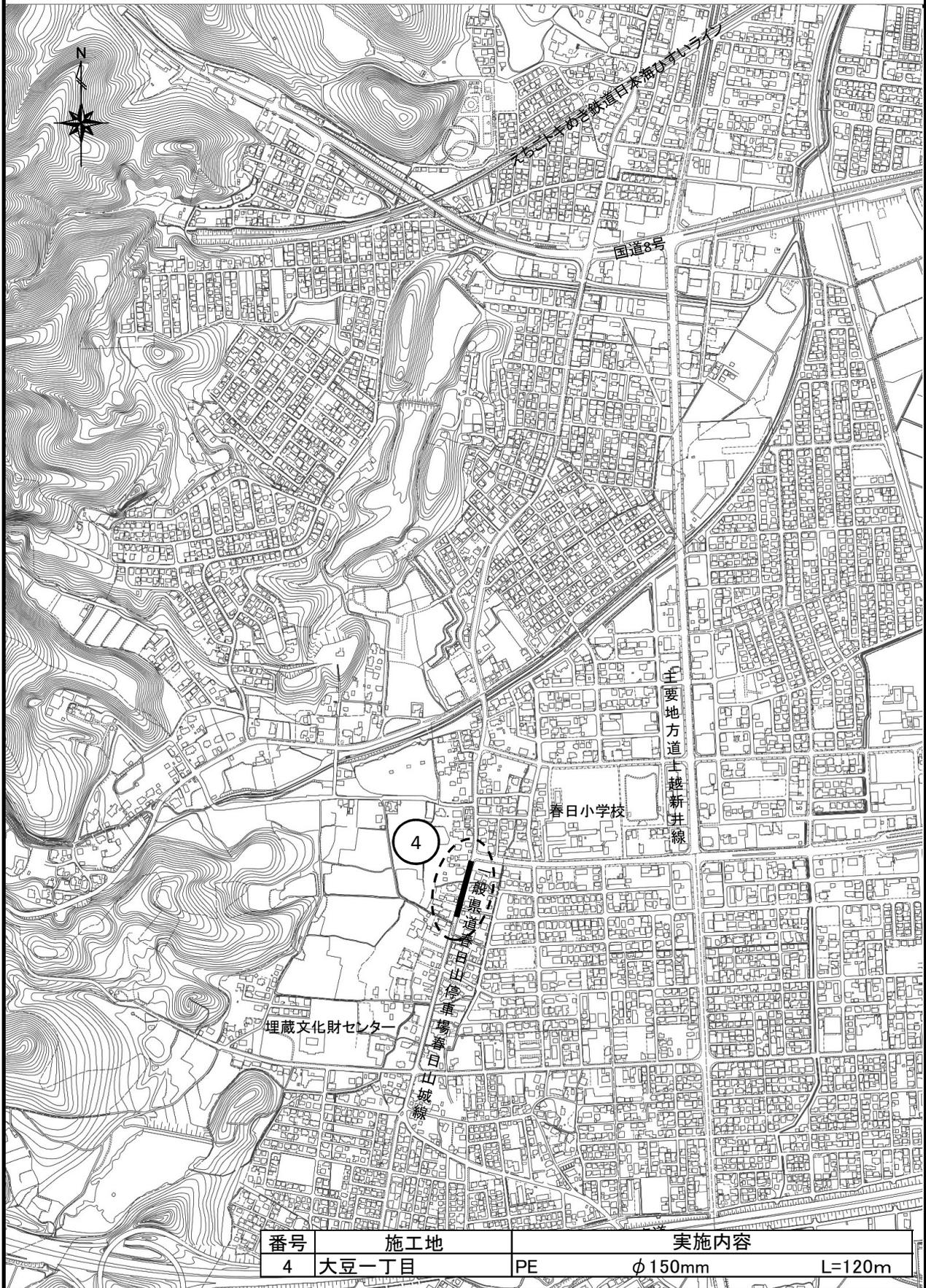
# ガス工事 位置図 (合併前上越市)



# ガス工事 位置図 (合併前上越市)



# ガス工事 位置図 (合併前上越市)

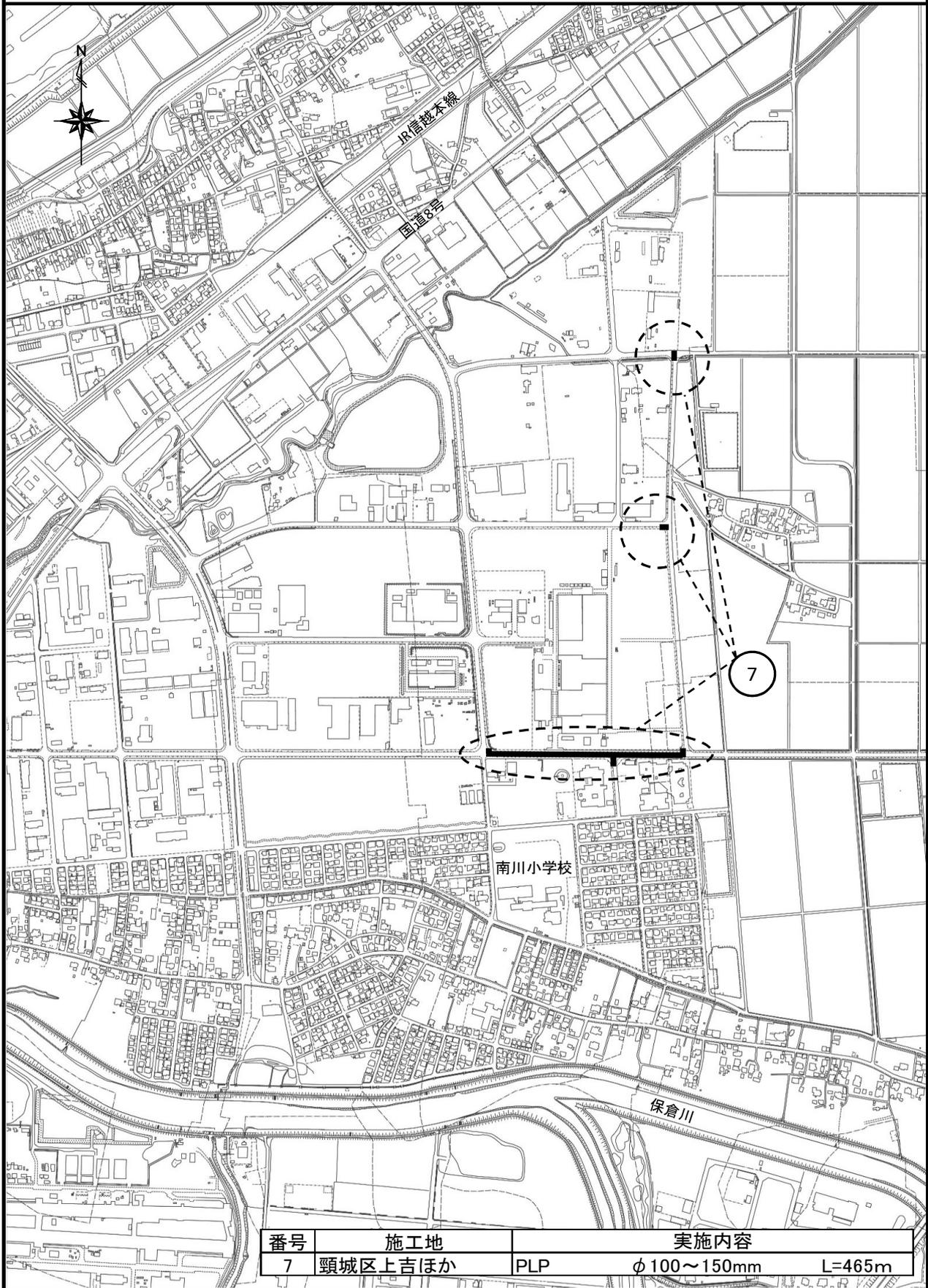


# ガス工事 位置図 (合併前上越市)



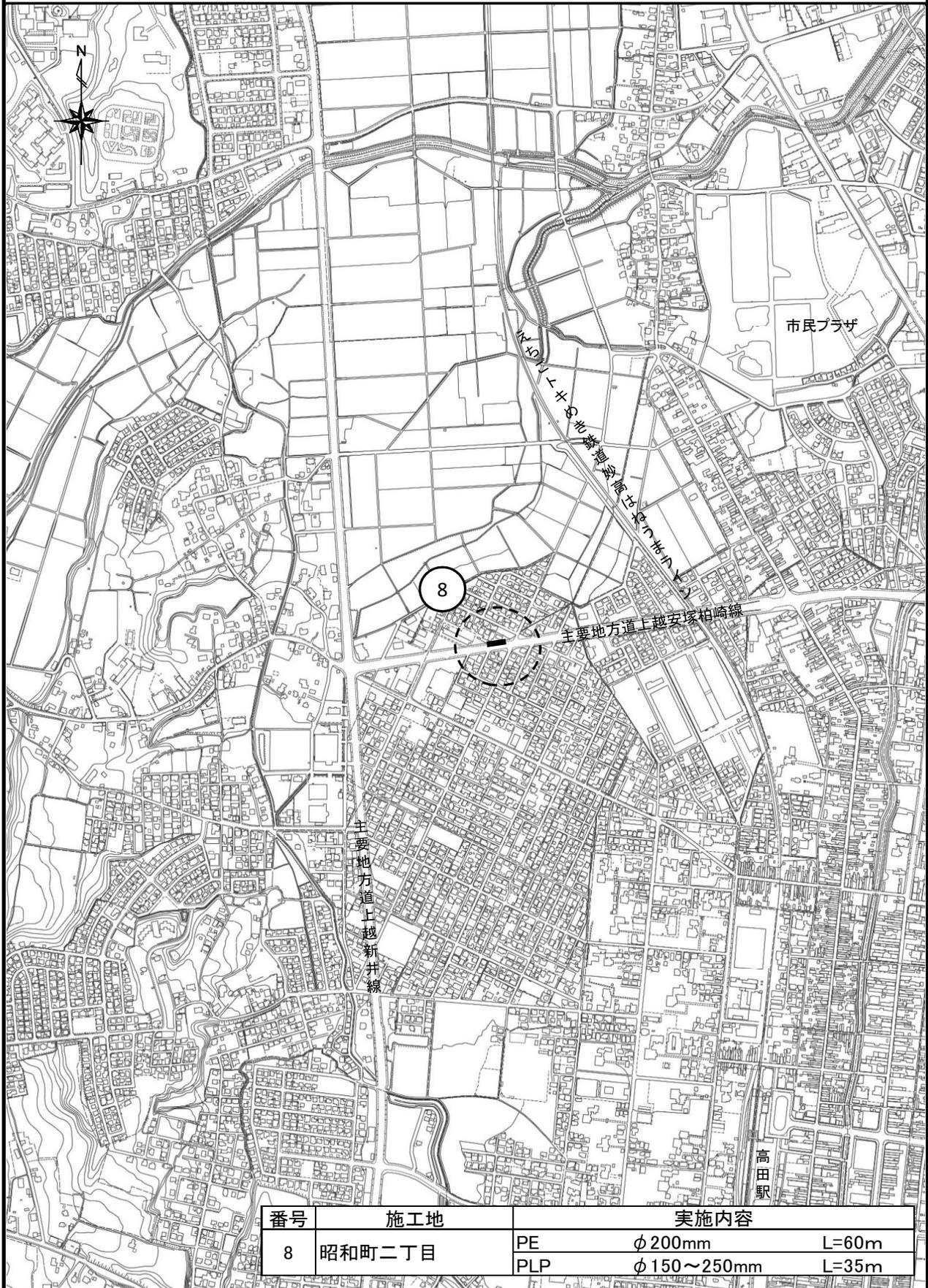
番号	施工地	実施内容		
6	大字藤塚ほか	PE	φ 150mm	L=500m
9	子安	PLP	φ 200mm	L=60m

# ガス工事 位置図 (合併前上越市)



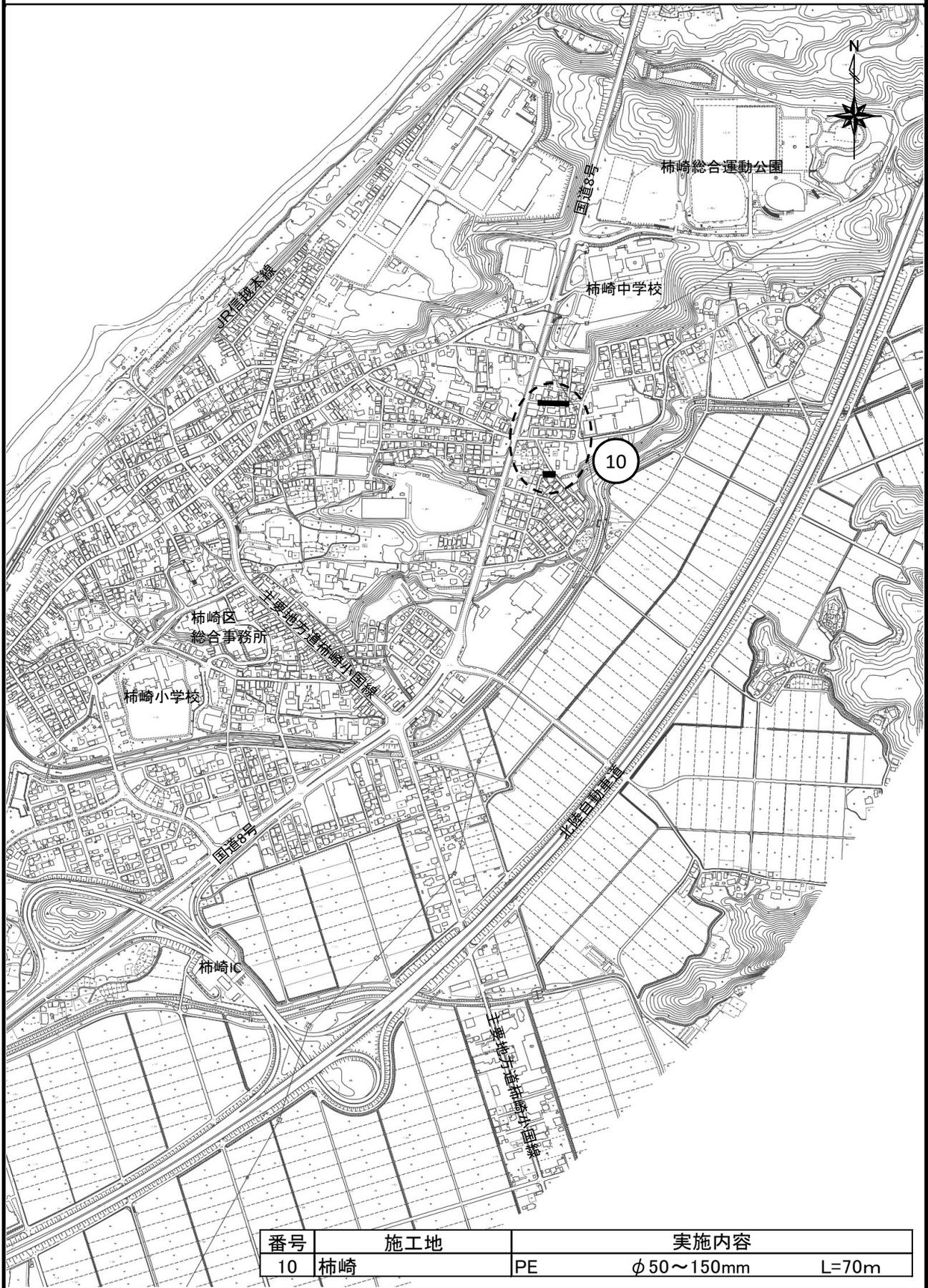
番号	施工地	実施内容	
7	頸城区上吉ほか	PLP	φ100~150mm L=465m

# ガス工事 位置図 (合併前上越市)



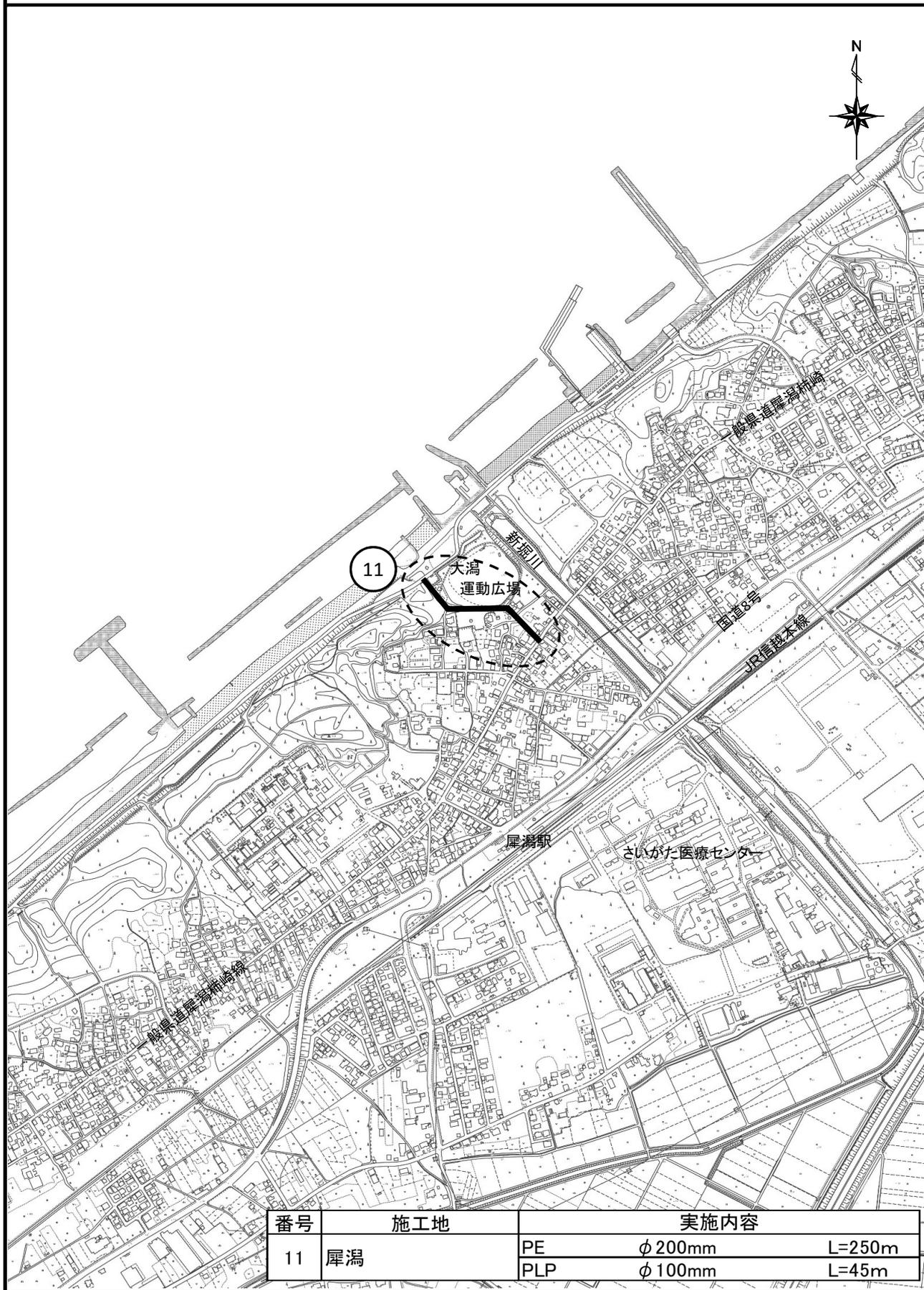
番号	施工地	実施内容		
8	昭和町二丁目	PE	φ 200mm	L=60m
		PLP	φ 150~250mm	L=35m

# ガス工事 位置図 (柿崎区)



番号	施工地	実施内容	
10	柿崎	PE	φ50~150mm L=70m

# ガス工事 位置図 (大瀧区)



番号	施工地	実施内容		
11	犀潟	PE	φ 200mm	L=250m
		PLP	φ 100mm	L=45m

## 5 第3次ガス事業中期経営計画業務指標との比較

業務指標名	単位	指標の 優位性	計画	予算	比較	増減理由
家庭用選択契約 獲得件数	件	↑	60	60	0	—
業務用契約獲得件数 (大口契約、 業務用選択契約)	件	↑	12 (R5-8)	12 (R5-8)	0	—
業務用契約獲得件数 (他燃料から都市ガスへ の燃料転換実施件数)	件	↑	1 (R5-8)	1 (R5-8)	0	—
職員資格取得度	件/人	↑	1.55	1.56	0.01	職員数は1人減少したものの、資格取得数は現状を維持することから、計画を上回る。
収納率	%	↑	99.5	99.5	0	—
経常収支比率	%	↑	101.0	100.1	△ 0.9	販売量の減少に伴いガス売上が減少したため計画値を下回る。
脱炭素社会の実現に向けた取組の理解度	%	↑	31	31	0	—
カーボン・オフセット都市ガス新規販売件数	件	↑	2 (R5-8)	2 (R5-8)	0	—

※指標の優位性： ↑ 高いほうが望ましい ↓ 低いほうが望ましい

- ・業務指標は、毎年度の予算、決算において計画値との比較を行い、事業の評価・分析及び進捗管理を行う。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	経営企画課

## 令和7年度上越市水道事業会計予算の概要

水道を安全に安定的に供給するため、施設の更新や基幹管路の耐震化を進めるとともに、第3次水道事業中期経営計画に基づき持続可能な事業経営の推進を図る。

### 1 主な取組内容

- (1) 水道事業施設整備計画に基づく水道管路・施設の更新・整備を進めるとともに、計画的な日常点検や定期修繕を実施し、災害に強い供給体制を構築する。
- (2) 能登半島地震で被害の多かった広域管路の地下式空気弁や老朽化した遠方監視装置を更新するほか、整備が最終年度となる城山浄水場大規模改修事業を進める。
- (3) 国の交付金事業を活用し、浄水場からの配水本管と病院や避難所等への基幹管路について優先的に耐震化を進め、災害に強い供給体制を構築し、安全で安定した給水を図る。
- (4) 令和8年6月に水道事業が給水開始から100周年の節目を迎えることから、記念事業の実施に向けた準備を進める。

### 2 令和7年度予算の状況

収益的収支		資本的収支		(税込)																																																																																																																														
収入：6,390,966千円		収入：831,647千円		収入：831,647千円																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>営業収益</td> <td>4,845,582千円</td> </tr> <tr> <td>・給水収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業雑収益</td> <td>8,433千円</td> </tr> <tr> <td>・受注工事収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他営業雑収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>1,443,809千円</td> </tr> <tr> <td>・受取利息・繰入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・加入金・雑収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消費税及び地方消費税還付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・広域施設営業外収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・長期前受金戻入</td> <td>1,183,463千円</td> </tr> <tr> <td>用水供給事業収益</td> <td>93,142千円</td> </tr> <tr> <td>・用水供給営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水供給営業外収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・長期前受金戻入</td> <td>10,690千円</td> </tr> </table>	営業収益	4,845,582千円	・給水収益		営業雑収益	8,433千円	・受注工事収益		・その他営業雑収益		営業外収益	1,443,809千円	・受取利息・繰入金		・加入金・雑収益		・消費税及び地方消費税還付金		・広域施設営業外収益		・長期前受金戻入	1,183,463千円	用水供給事業収益	93,142千円	・用水供給営業収益		・用水供給営業外収益		・長期前受金戻入	10,690千円	<table border="1"> <tr> <td>営業費用</td> <td>5,493,410千円</td> </tr> <tr> <td>・原水及び浄水費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・配水及び給水費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・共同施設管理分担費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・広域施設営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費等</td> <td>3,201,861千円</td> </tr> <tr> <td>※長期前受金戻入分を控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業雑費用</td> <td>8,491千円</td> </tr> <tr> <td>・受注工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>151,314千円</td> </tr> <tr> <td>・支払利息・雑支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・広域施設営業外費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用水供給事業費用</td> <td>65,568千円</td> </tr> <tr> <td>・用水供給営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水供給営業外費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費等</td> <td>30,952千円</td> </tr> <tr> <td>※長期前受金戻入分を控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の支出</td> <td>1,139千円</td> </tr> <tr> <td>・特別損失・予備費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・固定資産売却損</td> <td>139千円</td> </tr> <tr> <td>収支差引</td> <td>671,044千円</td> </tr> </table>	営業費用	5,493,410千円	・原水及び浄水費		・配水及び給水費		・一般管理費		・共同施設管理分担費		・広域施設営業費用		減価償却費等	3,201,861千円	※長期前受金戻入分を控除		営業雑費用	8,491千円	・受注工事費		営業外費用	151,314千円	・支払利息・雑支出		・広域施設営業外費用		用水供給事業費用	65,568千円	・用水供給営業費用		・用水供給営業外費用		減価償却費等	30,952千円	※長期前受金戻入分を控除		その他の支出	1,139千円	・特別損失・予備費		・固定資産売却損	139千円	収支差引	671,044千円	<table border="1"> <tr> <td>企業債</td> <td>250,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>80,991千円</td> </tr> <tr> <td>工事負担金</td> <td>392,179千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>108,090千円</td> </tr> <tr> <td>用水供給資本的収入</td> <td>387千円</td> </tr> <tr> <td>・用水供給工事負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支不足</td> <td>▲5,913,700千円</td> </tr> </table>	企業債	250,000千円	補助金	80,991千円	工事負担金	392,179千円	繰入金	108,090千円	用水供給資本的収入	387千円	・用水供給工事負担金		収支不足	▲5,913,700千円	<table border="1"> <tr> <td>建設改良費</td> <td>5,671,528千円</td> </tr> <tr> <td>・原水及び浄水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・配水及び給水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・業務設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・広域施設設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業債償還金</td> <td>1,050,878千円</td> </tr> <tr> <td>用水供給資本的支出</td> <td>22,941千円</td> </tr> <tr> <td>・用水供給建設改良費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水供給企業債償還金</td> <td></td> </tr> </table>	建設改良費	5,671,528千円	・原水及び浄水設備		・配水及び給水設備		・業務設備		・広域施設設備		企業債償還金	1,050,878千円	用水供給資本的支出	22,941千円	・用水供給建設改良費		・用水供給企業債償還金		<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>留保資金等</th> <th>補填額※2</th> </tr> <tr> <td>①消費税及び地方消費税資本的収支調整額</td> <td>457,475千円</td> <td>457,475千円</td> </tr> <tr> <td>②過年度分損益勘定留保資金</td> <td>119,369千円</td> <td>3,073千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度分損益勘定留保資金※1</td> <td>2,038,799千円</td> <td>2,018,152千円</td> </tr> <tr> <td>④積立金等</td> <td>6,273,933千円</td> <td>3,435,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,889,576千円</td> <td>5,913,700千円</td> </tr> </table>			項目	留保資金等	補填額※2	①消費税及び地方消費税資本的収支調整額	457,475千円	457,475千円	②過年度分損益勘定留保資金	119,369千円	3,073千円	③当年度分損益勘定留保資金※1	2,038,799千円	2,018,152千円	④積立金等	6,273,933千円	3,435,000千円	計	8,889,576千円	5,913,700千円
営業収益	4,845,582千円																																																																																																																																	
・給水収益																																																																																																																																		
営業雑収益	8,433千円																																																																																																																																	
・受注工事収益																																																																																																																																		
・その他営業雑収益																																																																																																																																		
営業外収益	1,443,809千円																																																																																																																																	
・受取利息・繰入金																																																																																																																																		
・加入金・雑収益																																																																																																																																		
・消費税及び地方消費税還付金																																																																																																																																		
・広域施設営業外収益																																																																																																																																		
・長期前受金戻入	1,183,463千円																																																																																																																																	
用水供給事業収益	93,142千円																																																																																																																																	
・用水供給営業収益																																																																																																																																		
・用水供給営業外収益																																																																																																																																		
・長期前受金戻入	10,690千円																																																																																																																																	
営業費用	5,493,410千円																																																																																																																																	
・原水及び浄水費																																																																																																																																		
・配水及び給水費																																																																																																																																		
・一般管理費																																																																																																																																		
・共同施設管理分担費																																																																																																																																		
・広域施設営業費用																																																																																																																																		
減価償却費等	3,201,861千円																																																																																																																																	
※長期前受金戻入分を控除																																																																																																																																		
営業雑費用	8,491千円																																																																																																																																	
・受注工事費																																																																																																																																		
営業外費用	151,314千円																																																																																																																																	
・支払利息・雑支出																																																																																																																																		
・広域施設営業外費用																																																																																																																																		
用水供給事業費用	65,568千円																																																																																																																																	
・用水供給営業費用																																																																																																																																		
・用水供給営業外費用																																																																																																																																		
減価償却費等	30,952千円																																																																																																																																	
※長期前受金戻入分を控除																																																																																																																																		
その他の支出	1,139千円																																																																																																																																	
・特別損失・予備費																																																																																																																																		
・固定資産売却損	139千円																																																																																																																																	
収支差引	671,044千円																																																																																																																																	
企業債	250,000千円																																																																																																																																	
補助金	80,991千円																																																																																																																																	
工事負担金	392,179千円																																																																																																																																	
繰入金	108,090千円																																																																																																																																	
用水供給資本的収入	387千円																																																																																																																																	
・用水供給工事負担金																																																																																																																																		
収支不足	▲5,913,700千円																																																																																																																																	
建設改良費	5,671,528千円																																																																																																																																	
・原水及び浄水設備																																																																																																																																		
・配水及び給水設備																																																																																																																																		
・業務設備																																																																																																																																		
・広域施設設備																																																																																																																																		
企業債償還金	1,050,878千円																																																																																																																																	
用水供給資本的支出	22,941千円																																																																																																																																	
・用水供給建設改良費																																																																																																																																		
・用水供給企業債償還金																																																																																																																																		
項目	留保資金等	補填額※2																																																																																																																																
①消費税及び地方消費税資本的収支調整額	457,475千円	457,475千円																																																																																																																																
②過年度分損益勘定留保資金	119,369千円	3,073千円																																																																																																																																
③当年度分損益勘定留保資金※1	2,038,799千円	2,018,152千円																																																																																																																																
④積立金等	6,273,933千円	3,435,000千円																																																																																																																																
計	8,889,576千円	5,913,700千円																																																																																																																																
【純利益(税抜) 211,221千円】																																																																																																																																		
<small>※1 減価償却費等から長期前受金戻入分の金額を除いた額          ※2 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填する。</small>																																																																																																																																		

### 3 予算の概要

#### (1) 収益的収支の状況

##### 収入

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
水道事業収益 ①	6,512,717	6,390,966	△121,751
営業収益	4,872,260	4,845,582	△26,678
給水収益	4,872,260	4,845,582	△26,678
営業雑収益	9,201	8,433	△768
受注工事収益	473	240	△233
その他営業雑収益	8,728	8,193	△535
営業外収益	1,537,355	1,443,809	△93,546
受取利息	2,691	11,923	9,232
繰入金	45,996	36,413	△9,583
加入金	46,391	32,910	△13,481
長期前受金戻入	994,991	992,432	△2,559
雑収益	107,614	21,491	△86,123
消費税及び地方消費税還付金	132,289	154,847	22,558
広域施設営業外収益	207,383	193,793	△13,590
用水供給事業収益	93,901	93,142	△759
用水供給営業収益	82,300	82,300	0
用水供給営業外収益	11,601	10,842	△759

##### 支出

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
水道事業費用 ②	5,587,443	5,719,922	132,479
営業費用	5,341,479	5,493,410	151,931
原水及び浄水費	654,509	763,796	109,287
配水及び給水費	3,292,035	3,302,473	10,438
一般管理費	189,256	214,504	25,248
共同施設管理分担費	114,159	62,214	△51,945
広域施設営業費用	1,091,520	1,150,423	58,903
営業雑費用	8,328	8,491	163
受注工事費	8,328	8,491	163
営業外費用	173,849	151,314	△22,535
支払利息	155,101	136,834	△18,267
雑支出	124	124	0
広域施設営業外費用	18,624	14,356	△4,268
用水供給事業費用	62,414	65,568	3,154
用水供給営業費用	61,370	64,763	3,393
用水供給営業外費用	1,044	805	△239
特別損失	373	139	△234
固定資産売却損	373	139	△234
予備費	1,000	1,000	0
予備費	1,000	1,000	0

(単位：千円)

収支差引額 (①－②)	925,274	671,044	△254,230
(純利益 (税抜))	(484,189)	(211,221)	(△272,968)

## (2) 資本的収支の状況

## 収 入

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
水道事業資本的収入 ①	589,381	831,647	242,266
企業債	0	250,000	250,000
企業債	0	250,000	250,000
補助金	121,578	80,991	△40,587
補助金	121,578	80,991	△40,587
工事負担金	348,467	392,179	43,712
工事負担金	348,467	385,263	36,796
広域施設工事負担金	0	6,916	6,916
繰入金	119,167	108,090	△11,077
繰入金	119,167	108,090	△11,077
固定資産売却収入	169	0	△169
固定資産売却収入	169	0	△169
用水供給資本的収入	0	387	387
用水供給工事負担金	0	387	387

## 支 出

(単位：千円)

予算科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額
水道事業資本的支出 ②	6,808,609	6,745,347	△63,262
建設改良費	5,445,149	5,671,528	226,379
原水及び浄水設備	2,647,729	3,196,445	548,716
配水及び給水設備	2,094,748	2,232,670	137,922
業務設備	39,033	13,191	△25,842
広域施設設備	663,639	229,222	△434,417
企業債償還金	1,115,343	1,050,878	△64,465
企業債償還金	919,297	870,249	△49,048
広域施設企業債償還金	196,046	180,629	△15,417
用水供給資本的支出	48,117	22,941	△25,176
用水供給建設改良費	37,144	12,831	△24,313
用水供給企業債償還金	10,973	10,110	△863
投資その他の資産	200,000	0	△200,000
投資有価証券	200,000	0	△200,000

(単位：千円)

収支不足額 (②-①)	6,219,228	5,913,700	△305,528
収支不足額を補填する財源の内訳			
・過年度分損益勘定留保資金	28,737	3,073	△25,664
・当年度分損益勘定留保資金	1,800,330	2,018,152	217,822
・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	438,161	457,475	19,314
・積立金	3,952,000	3,435,000	△517,000

#### 4 水道事業の概要

(水道事業)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減率 (%)
給水戸数(調定件数)	戸	87,394	86,534	△ 1.0
年間給水量	m <sup>3</sup>	20,757,214	20,515,227	△ 1.2
一日平均給水量	m <sup>3</sup>	56,869	56,206	△ 1.2

(用水供給事業)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減率 (%)
年間用水供給量	m <sup>3</sup>	753,907	753,907	0.0
一日平均供給量	m <sup>3</sup>	2,065	2,065	0.0

支出科目 (P28)	1 款 1 項	水道事業費用 営業費用
------------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
原水及び浄水費	763,796	654,509	109,287

経 費 内 訳					
報酬	2,583	旅費交通費	432	手数料	45,291
給料	15,574	修繕費	29,481	負担金及び補助	342
手当	8,606	動力費	79,797	租税課金	13
賞与引当金繰入額	1,963	光熱燃料費	5,005	薬品費	44,347
法定福利費	5,185	賃借料	357	雑費	7,852
法定福利費引当金繰入額	391	保険料	539	固定資産除却費	148,958
厚生福利費	12	通信運搬費	3,204	減価償却費	247,325
備用品費	5,143	委託料	111,396		

安全で良質な水道水を供給できる水源の確保と浄水場の適正な運転管理による安定的な水づくりを行うもの

【目的】

浄水設備の点検整備を計画的に行うことで安定的な水づくりを行う。また、水道法に基づく水質検査と水質管理に必要と判断した独自検査を実施し、安全な水道水を供給する。

【実施内容】

○浄水場運転管理業務

- ・浄水場動力費 55,059
- ・取水井動力費 24,738
- ・浄水場管理業務委託 94,317
- ・薬品費（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム） 34,462

○浄水施設維持管理業務

- ・浄水場機械点検修繕 22,951

○水質検査業務

- ・水質試験関連手数料 44,916
- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| うち、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）検査 | 1,881 |
| 全浄水場の管末給水栓 39 か所のうち 38 か所 |       |

<水道事業 100 周年記念事業>

水道事業が令和 8 年 6 月に 100 周年の節目を迎えることから、記念事業に向けて準備を進めるもの

- ・ボトルウォーター製造 2,750

支出科目 (P28～P29)	1 款 1 項	水道事業費用 営業費用
----------------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
配水及び給水費	3,302,473	3,292,035	10,438

経 費 内 訳					
報酬	19,353	旅費交通費	1,238	手数料	1,600
給料	199,096	修繕費	212,154	印刷製本費	3,742
手当	103,614	動力費	84,954	負担金及び補助	1,182
賞与引当金繰入額	27,125	光熱燃料費	8,164	租税課金	319
法定福利費	65,776	賃借料	4,101	需要開発費	1,288
法定福利費引当金繰入額	5,364	保険料	1,029	雑費	28
厚生福利費	295	通信運搬費	26,281	固定資産除却費	233,456
備用品費	7,045	委託料	203,051	減価償却費	2,092,218

配水場から給水装置までの施設設備を適切に維持管理し、安全・安心な水を安定して供給するもの

#### 【目的】

故障履歴、運転時間、設置環境を考慮し適切な時期に点検整備を行い、施設の長寿命化を図る。また、水道管の漏水や急を要する他工事の支障移転に迅速に対応し、安定した給水を維持する。

#### 【実施内容】

##### ○配水施設維持管理業務

- ・専用回線使用料 9,925
- ・減圧弁分解点検業務委託 7,398
- ・導管本支管撤去（安江）L=330m 19,054
- ・導管本支管撤去（東城町三丁目）L=275m 10,912
- ・中門前ポンプ場解体工事 5,368
- ・五智配水池撤去工事 70,948

##### ○水道管修繕業務

- ・責任修繕工事 137,702

##### ○水道メーター取替業務

- ・検定満期取替用水道メーター 12,351 台 40,204
- ・メーター取替業務委託 31,424

##### ○マッピングシステム整備業務

- ・マッピングシステムソフト保守 4,977

##### ○料金徴収委託業務

- ・料金関係納入令書郵送料金 11,995
- ・料金徴収業務委託 121,157

支出科目 (P29~P30)	1 款 1 項	水道事業費用 営業費用
----------------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
一般管理費	214,504	189,256	25,248

経 費 内 訳					
報酬	35	旅費交通費	718	交際費	138
給料	50,637	修繕費	455	負担金及び補助	14,932
手当	24,727	光熱燃料費	3,237	食糧費	3
賞与引当金繰入額	6,722	賃借料	899	租税課金	35
法定福利費	15,447	保険料	1,625	貸倒引当金繰入額	1,574
法定福利費引当金繰入額	1,329	通信運搬費	2,409	雑費	1,133
厚生福利費	270	委託料	14,675	固定資産除却費	232
退職給付費	35,335	手数料	929	減価償却費	33,018
備用品費	3,734	印刷製本費	256		

### 【目的】

ガス水道局庁舎の適切な維持管理により執務環境の保全を確保するほか、事業運営に必要なシステムやネットワークを適正に管理し、事務の効率化を推進する。

### 【実施内容】

#### ○庁舎維持管理業務

- ・ 庁舎電気料金 2,017
- ・ 庁舎維持管理業務委託 3,127

#### ○局ネットワーク管理業務

- ・ 電算処理運用支援業務委託 3,050
- ・ 局内イントラネットソフト保守 3,419
- ・ 電算関連負担金 11,366

#### <水道事業 100 周年記念事業>

水道事業が令和 8 年 6 月に 100 周年の節目を迎えることから、記念事業に向けて準備を進めるもの

- ・ PRマグネットステッカー制作 550
- ・ 100 周年記念品制作 237

支出科目 (P30)	1 款 1 項	水道事業費用 営業費用
------------	---------	-------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
共同施設管理分担費	62,214	114,159	△51,945

経 費 内 訳		
共同施設管理分担費	62,214	

**【目的】**

後谷ダムの維持管理費及び運営費について、県との協定に基づく割合に応じて費用を負担する。

**【実施内容】**

○共同施設管理業務

- ・取水導水施設管理費 38,911
- ・取水導水施設老朽化対策費 23,303

支出科目 (P30~P32)	1 款 1 項・4 項	水道事業費用営業費用・用水供給事業費用
----------------	-------------	---------------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
広域施設営業費用・用水供給営業費用	1,215,186	1,152,890	62,296

経 費 内 訳					
給料	40,641	修繕費	142,054	負担金及び補助	259
手当	19,766	動力費	97,851	租税課金	6
賞与引当金繰入額	5,343	光熱燃料費	2,853	薬品費	47,223
法定福利費	12,471	賃借料	327	雑費	51
法定福利費引当金繰入額	1,045	保険料	1,841	固定資産除却費	30,761
厚生福利費	24	通信運搬費	3,247	減価償却費	569,090
退職給付費	3,971	委託料	167,501	共同施設管理分担費	56,584
備用品費	4,551	手数料	7,606	ダム使用料	120

広域浄水場（正善寺・柿崎川）を適正に運転管理するとともに、広域管路などを適正に維持管理し、安全・安心な水を安定して供給するもの

#### 【目的】

浄水設備の点検整備を計画的に行うことで安定的な水づくりを行う。また、安全な水道水を供給するため、水道法に基づく水質検査を実施する。

故障履歴、運転時間、設置環境を考慮し適切な時期に点検整備を行い、施設の長寿命化を図る。

#### 【実施内容】

##### ○浄水場運転管理業務

- ・浄水場動力費 72,188
- ・浄水場管理業務委託 120,382
- ・正善寺浄水場非常用自家発電設備点検整備業務委託 10,725
- ・柿崎川浄水場監視制御装置保守管理業務委託 3,960
- ・薬品費（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム） 36,554

##### ○浄水施設維持管理業務

- ・正善寺浄水場No.3 汚泥供給ポンプ分解点検整備 5,830
- ・柿崎川浄水場排水処理設備計装盤修繕工事 12,155
- ・柿崎川浄水場No.7 ろ過池表洗弁取替修繕工事 3,410

##### ○水質検査業務

- ・水質試験関連手数料 6,626
- |                           |   |
|---------------------------|---|
| うち、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）検査 | } |
| 全浄水場の管末給水栓 39 か所のうち 1 か所  |   |

##### ○配水施設維持管理業務

- ・板倉新井配水場高圧設備取替工事 4,357
- ・配水場動力費 25,573

○水道管修繕業務

・送水管点検修繕	11,000
・空気弁入替工事（大字横曾根ほか）	67,618
・水管橋防食工事（大字四辻町）	6,094

※ 上記の金額は、広域施設営業費用 94.7%、妙高市へ給水する用水供給営業費用 5.3% の合計値

支出科目 (P33)	1 款 1 項	水道事業資本的支出 建設改良費
------------	---------	-----------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
原水及び浄水設備	3,196,445	2,647,729	548,716

経 費 内 訳			
建物	1,344	工具器具備品	315
構築物	3,054,179		
機械装置	140,607		

更新時期を迎えた浄水施設の計画的な更新を行い、安全で安定した供給を図るもの

#### 【目的】

水道事業施設整備計画に基づき、更新時期を迎えた水道施設を計画的に更新し、効率的な浄水施設の更新により更新費用の抑制を図る。

#### 【7年度目標】

整備が最終年度となる城山浄水場大規模改修事業は年度内に完了し、それ以外の工事については、早期に発注し、降雪期前までに現場作業を完了する。

#### 【実施内容】

##### ○浄水施設更新事業

・城山浄水場大規模改修事業	3,054,179
・浦川原区小谷島浄水場自家発電機取替工事	28,422
・安塚区須川第2浄水場小規模ろ過装置新設工事	32,252
・大島区板山浄水場小規模膜ろ過装置新設工事	15,587
・和田浄水場ほか水質計器更新工事	19,250
・和田1号井取水流量計・ろ過水流量計更新工事	13,750

※ 「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和6年度1月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和5年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	
49,599	3,196,445	3,246,044	0	2,647,729	2,647,729	598,315

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

支出科目 (P33)	1 款 1 項	水道事業資本的支出 建設改良費
------------	---------	-----------------

単位：千円

科 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
配水及び給水設備	2,232,670	2,094,748	137,922

経 費 内 訳					
土地	4,223	工具器具備品	11,025	導管給水管	164,213
機械装置	134,374	水道メーター	2,796	ソフトウェア	34,045
車両運搬具	1,966	導管本支管	1,880,028		

更新時期を迎えた配水施設の計画的な更新と基幹管路の耐震化を進め災害に強い水道給水網を構築し、安全で安定した供給を図るもの

### 【目的】

水道事業施設整備計画に基づき、更新時期を迎えた水道施設を計画的に更新し、効率的な配水及び給水施設の更新により更新費用の抑制を図る。

### 【7年度目標】

浄水場から病院や避難所等までの水道基幹管路について、国の交付金を活用し、業務指標の目標値である基幹管路耐震適合率 41.3%を達成する。

### 【実施内容】

#### ○配水施設更新事業

- ・西山寺ポンプ場、西吉尾ポンプ場運転監視制御盤更新工事 12,100
- ・南部営業所遠方監視装置更新工事 92,772
- ・北部営業所遠方監視装置更新工事 20,021

#### ○新築工事等にかかる工事請負費等

- ・新設水道メーター等 2,796
- ・導管給水管工事請負費 109,448

#### ○水道管の更新

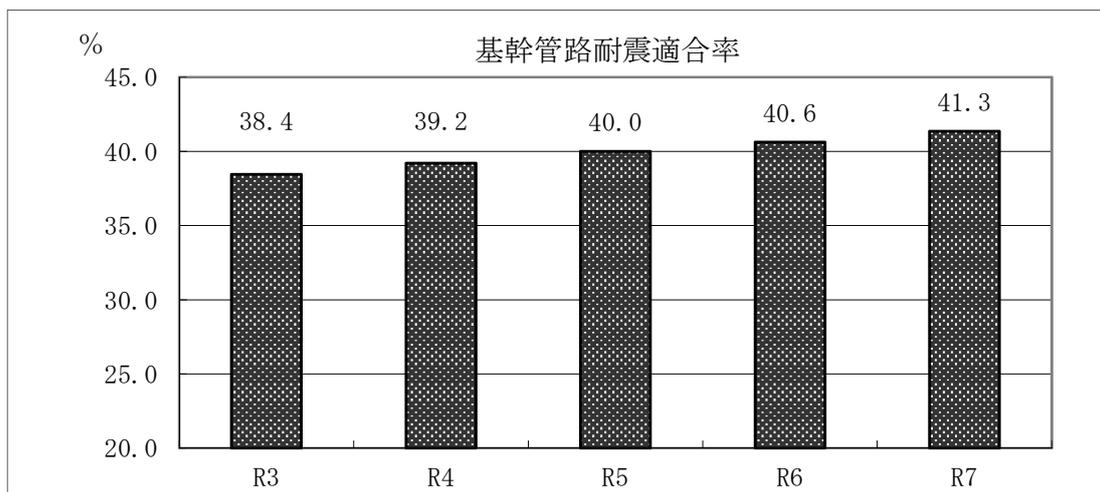
- ・局計画事業 L=4,966m 1,216,876

地 区	番号	施工地	実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	1	大字岩木	HPPE φ50~100mm L=225m	55
	2	中央一丁目	HPPE φ50~75mm L=175m	56
	3	木田三丁目	HPPE φ100mm L=140m	57
	4	中央四丁目	HPPE φ150mm L=150m	56
	5	国府二丁目	DCIP φ200mm L=216m HPPE φ150mm L=10m	58

合併前 上越市	6	中門前三丁目	DCIP φ 200mm L=190m	58
	7	大字藤塚ほか	HPPE φ 100~150mm L=605m	59
	8	大豆一丁目	DCIP φ 200mm L=115m	58
	9	藤新田一丁目ほか	HPPE φ 150mm L=150m	57
	10	大字大淵	HPPE φ 150mm L=10m	60
	11	大字大淵	STK φ 150mm L=67m	60
	12	大字下源入	HPPE φ 100~150mm L=215m	61
	13	南高田	DCIP φ 250mm L=30m	62
柿崎区	14	柿崎	HPPE φ 50~150mm L=520m	63
大潟区	15	土底浜	DCIP φ 200mm L=165m	64
			HPPE φ 50~75mm L=65m	
	16	土底浜	DCIP φ 200mm L=145m	64
			HPPE φ 75~100mm L=30m	
吉川区	17	西野島	HPPE φ 75mm L=15m	65
	18	代石	DCIP φ 200mm L=5m	66
中郷区	19	福崎ほか	HPPE φ 75~100mm L=284m	67
			PE(A) φ 30mm L=8m	
	20	片貝	HPPE φ 75mm L=347m	67
	21	藤沢	WED・HPPE φ 75mm L=53m	68
大島区	22	仁上	HPPE φ 75~150mm L=325m	69
安塚区	23	下船倉	HPPE φ 100mm L=190m	70
浦川原 区	24	顕聖寺	HPPE φ 50~150mm L=501m	71
			SUS φ 150mm L=15m	

・他工事関連事業 L=1,711m

562,060



○ソフトウェアの入替え

・マッピングソフトウェアバージョンアップ 32,917

<水道事業 100 周年記念事業>

水道事業が令和 8 年 6 月に 100 周年の節目を迎えることから、記念事業に向けて準備を進めるもの

・南城浄水場説明看板設置 655

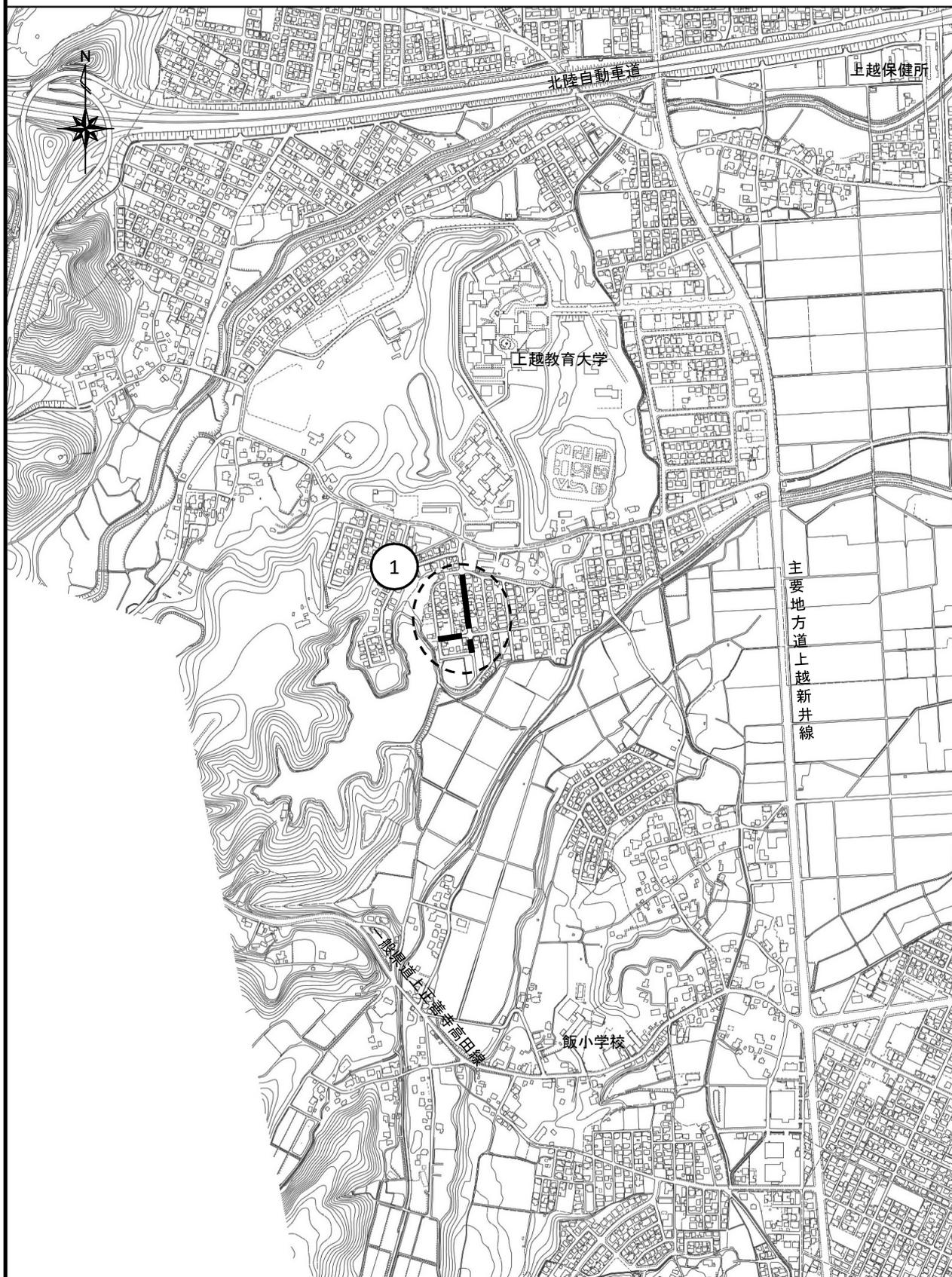
・100 周年記念モニュメント設置 473

※ 52 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。  
ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和 6 年度 1 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和 5 年度 1 月、3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	
91,412	2,232,670	2,324,082	0	2,094,748	2,094,748	229,334

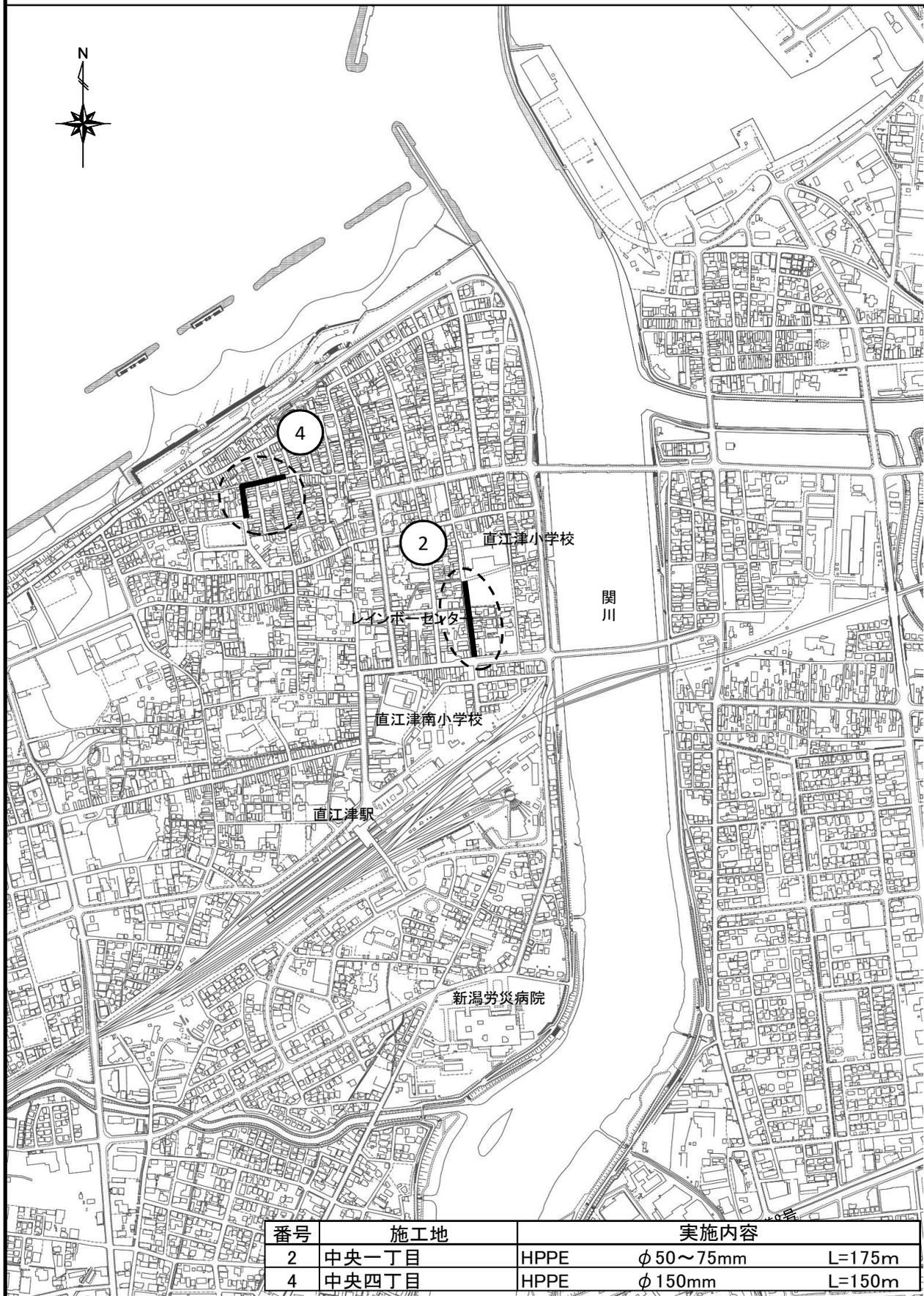
※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

# 水道工事 位置図 (合併前上越市)



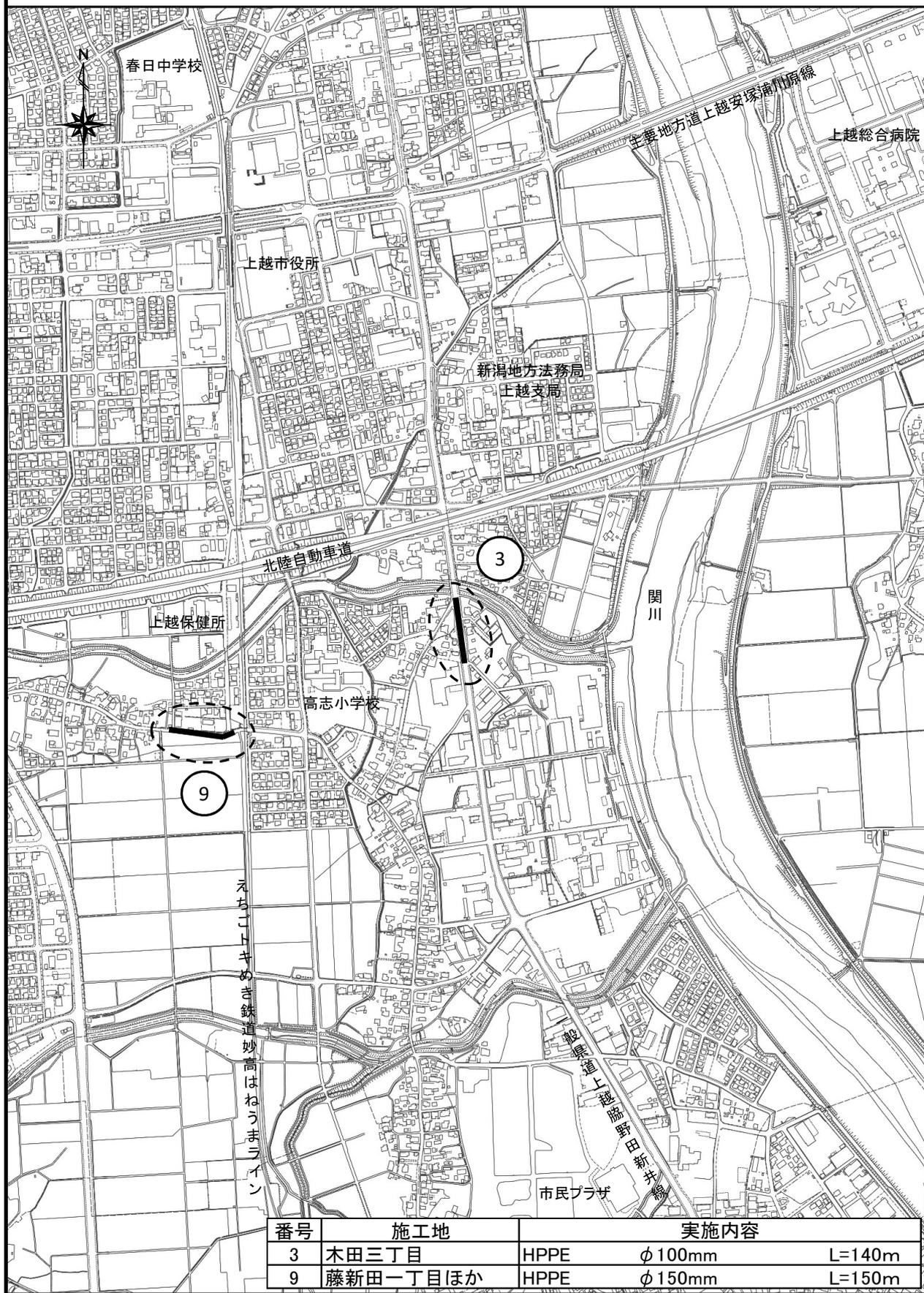
番号	施工地	実施内容		
1	大字岩木	HPPE	φ50~100mm	L=225m

# 水道工事 位置図 (合併前上越市)



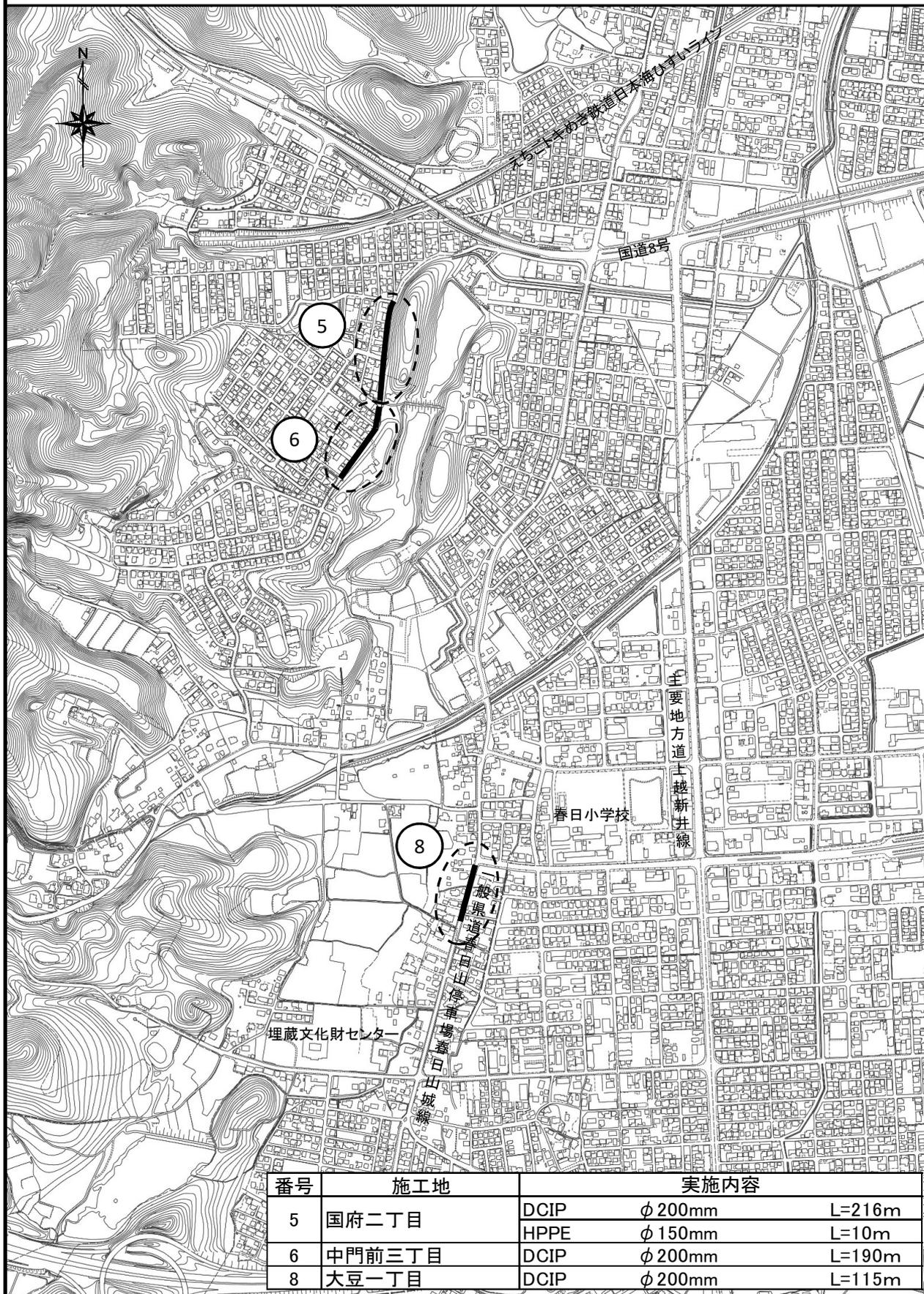
番号	施工地	実施内容		
2	中央一丁目	HPPE	φ 50~75mm	L=175m
4	中央四丁目	HPPE	φ 150mm	L=150m

# 水道工事 位置図 (合併前上越市)



番号	施工地	実施内容		
3	木田三丁目	HPPE	φ 100mm	L=140m
9	藤新田一丁目ほか	HPPE	φ 150mm	L=150m

# 水道工事 位置図 (合併前上越市)



番号	施工地	実施内容		
5	国府二丁目	DCIP	φ 200mm	L=216m
		HPPE	φ 150mm	L=10m
6	中門前三丁目	DCIP	φ 200mm	L=190m
8	大豆一丁目	DCIP	φ 200mm	L=115m